

令和2年11月吉日

新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う

研修の単位取扱いの特例について

G23 一般社団法人上田薬剤師会 薬剤師生涯研修認定制度委員会

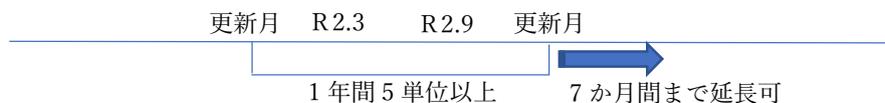
新型コロナウイルスの世界的な感染拡大防止措置のため、研修会等の開催を一時、中断しておりました。そのため、認定に必要な単位の取得ができないなどの事例が生じることが鑑み、特例として次の通り単位を取り扱う事になりましたのでお知らせいたします。

【年間の取得単位数が5単位に満たなかった場合の対応】

- ①、更新月が3月～9月の場合は、令和2年3月～9月がかかる2年間で10単位以上を年間の取得単位とし、その年の単位の取得期間を7カ月間まで延長する事ができる。



- ②、更新月が3月～9月以外の場合は、令和2年3月～9月がかかる年の単位の取得期間を7カ月間まで延長する事ができる。



- ③、①②の場合、更新月を延長した期間だけ認定期限日を延長する事ができる。

- ④、認定期限日が令和2年3月～9月の場合、期限月から3を減じた月数を令和2年10月に乗じた期間まで認定期限日を延長する事ができる。